

当直服務規程を次のように定める。

昭和 57 年 8 月 23 日

防衛大学校長 土 田 國 保

当直服務規程

改正	昭和 61 年 1 月 27 日 防衛大学校達 1 号	昭和 63 年 2 月 10 日 防衛大学校 第 1 号
	平成 元年 3 月 6 日 防衛大学校達 1 号	平成 4 年 4 月 10 日 防衛大学校 第 8 号
	平成 4 年 4 月 30 日 防衛大学校達 10 号	平成 12 年 3 月 31 日 防衛大学校 第 3 号
	平成 15 年 8 月 7 日 防衛大学校達 11 号	平成 18 年 3 月 31 日 防衛大学校 第 3 号
	平成 18 年 7 月 13 日 防衛大学校達 10 号	平成 19 年 8 月 29 日 防衛大学校 第 12 号
	平成 20 年 6 月 10 日 防衛大学校 第 10 号	平成 21 年 3 月 31 日 防衛大学校達 6 号
	平成 22 年 10 月 15 日 防衛大学校 第 12 号	令和 2 年 10 月 30 日 防衛大学校達 13 号

当直服務規程（昭和 30 年防衛大学校達第 4 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の当直及びその服務の要領について定めることを目的とする。

（当直の種類）

第 2 条 大学校の当直は、学校本部当直及び学校本部当直付（以下「学校本部当直等」という。）並びに学生隊当直、学生隊副当直及び大隊当直（以下「学生隊当直等」という。）とする。

2 学校本部当直付は、本館庁舎当直、車両当直、衛生当直及び舟艇当直とする。

（服務人員、服務該当者の範囲及び指名権者）

第 3 条 当直の服務人員、服務該当者の範囲及び指名権者は、別表第 1 のとおりとする。

2 指名権者は、前項に定める当直の服務人員及び服務該当者の範囲を変更することが必要と認める場合は、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の承認を得てその区分を変更することができる。

（服務時間）

第 4 条 当直勤務者の服務時間は、別表第 2 のとおりとする。

2 指名権者は、前項に定める当直の服務時間を変更することが必要と認

める場合には、学校長の承認を得て変更することができる。

(学校本部当直等の任務)

第5条 学校本部当直は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 他の当直勤務者との連絡調整に関する事。
- (2) 警備員と協力し、校内の秩序維持に関する事。
- (3) 事故発生時における所要の処置に関する事。
- (4) 国旗の掲揚、降下に関する事。
- (5) 車両運行の統制監督に関する事。
- (6) 来校者の取扱いに関する事。
- (7) 本館庁舎、車庫、医務室及び走水海上訓練場の火災及び盗難の予防に関する事。
- (8) 衛生業務に関する事。
- (9) 電信、電話の受理及び発信に関する事。
- (10) 郵便物、小荷物等の受理及び配布に関する事。
- (11) その他指名権者の指示する事項に関する事。

2 学校本部当直付は、学校本部当直を補佐する。

(学生隊当直等の任務)

第6条 学生隊当直は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 本科学生(以下「学生」という。)の規律の維持に関する事。
- (2) 学生隊週番学生のサービスの指導監督に関する事。
- (3) 学生舎及び校友会施設の火災及び盗難の予防に関する事。
- (4) 日課時限(学生の勤務時間を除く。)の報知に関する事。
- (5) 緊急を要する学生の外出及び休暇の許可の代行に関する事。
- (6) 学生隊当直車両の運行の統制監督に関する事。
- (7) 消防隊に関する達(昭和57年防衛大学校達5号)に基づく勤務時間外の学校消防隊長の業務
- (8) 防衛大学校警備規程(昭和30年防衛大学校達第11号)第5条第1項ただし書きに関する業務及び同規定別表第2-2の警備小隊長の業務
- (9) 大地震等災害発生において、別に定める学生隊当直の業務
- (10) 防衛大学校の武器等の保管及び取扱いに関する達(平成4年防衛大学校達第19号)第6条第2項及び同条第4項に基づく訓練課武器庫の点検の業務
- (11) その他指名権者の指示する事項に関する事。

2 学生隊副当直は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学生隊当直の補佐に関する事。
- (2) 防衛大学校の国旗の掲揚及び降下に関する達(昭和30年防衛大学校達3号)第4条第1項ただし書きに関する事。

3 大隊当直は、学生隊当直の指揮を受け、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 当該大隊学生の規律の維持に関すること。
- (2) 当該大隊学生のサービスの指導監督に関すること。
- (3) 当該大隊学生の人員の確認に関すること。
- (4) 当該大隊学生舎の火災及び盗難の予防に関すること。
- (5) 緊急を要する当該大隊学生の外出及び休暇の申請の処理に関すること。
- (6) 当該大隊学生舎の延灯の許可に関すること。
- (7) 防衛大学校の武器等の保管及び取扱いに関する達（平成4年防衛大学校達第19号）第6条第3項及び同条第4項に基づく大隊武器庫の点検の業務
- (8) その他指名権者の指示する事項に関すること。

（当直業務の協力）

第7条 学校本部当直及び学生隊当直は、当直業務を円滑に処理するため、相互に協力するものとする。

（事故発生時の処置）

第8条 大学校において火災が発生した場合又はその危険が生じた場合には、消防隊に関する達（昭和58年防衛大学校達8号）に基づき処置するものとする。

2 警備事案が発生した場合又は治安上不穏な兆候が認められる場合には、防衛大学校警備規程（昭和30年防衛大学校達11号）に基づき対処し、この際各当直勤務者は警備小隊長の指揮を受けるものとする。

3 大地震等災害発生時においては、別に定める対策計画に基づき処置するものとする。

4 事故（前3項の事故を除く。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合においては各当直勤務者は臨機の処置を講ずるとともに、速やかに学校本部当直付は学校本部当直に、大隊当直は学生隊当直に報告するものとする。

5 学校本部当直及び学生隊当直は、前項の報告を受け又は前項の事態を発見し、必要と認める場合には相互に通報するものとし、学校本部当直は総務課長を経由して総務部長に、学生隊当直は総括首席指導教官を経由して訓練部長に報告し、指示を受けるものとする。

6 学校本部当直及び学生隊当直は緊急で前項の報告の余裕がない場合等の事態に際しては、あらかじめ指示された処置要領等により応急処置を実施し、その後速やかに前項により報告し指示を受けるものとする。

（当直の定位）

第9条 当直勤務者の定位は、別表第3のとおりとする。

2 当直勤務者が定位を離れる場合には、常にその所在及び連絡方法を明らかにしておかなければならない。

(当直の交代及び引継)

第10条 当直勤務者が病気その他やむを得ない事由により服務できない場合は、あらかじめ当該当直の指名権者に届け出てその許可を得て交代するものとする。

2 当直勤務者の引継の要領については、それぞれの当直に関して当該当直の指名権者が指示するものとする。

(服務)

第11条 当直勤務者の服装は、自衛官あつては常装とし、事務官にあつてはふさわしい服装とする。ただし、勤務の内容により作業服装とすることができる。

2 当直勤務者は、別表第4に定める当直勤務腕章を着用しなければならない。

(勤務記録)

第12条 当直勤務者は、勤務の状況その他必要と認める事項等を指名権者が定める勤務日誌に記入し、勤務終了後指名権者に提出するものとする。

(委任規程)

第13条 この達の実施に関する細部事項は、指名権者が定める。

附 則

1 この達は、昭和57年9月1日から施行する。

2 防衛大学校警備規程（昭和30年防衛大学校達11号）の一部を次のとおり改正する。

第5条第1項中「学校当直が発令することができる。」を「学生隊当直が発令することができる。」に改め、別表2-2警備小隊の編成装備（勤務時間外）中「隊長警備係長」を「隊長学生隊当直」に改める。

3 当直服務規程（昭和30年防衛大学校達14号）は廃止する。

附 則（昭和61年1月27日防衛大学校達1号）

この達は、昭和61年1月27日から施行し、昭和60年12月21日から適用する。

附 則（昭和63年2月10日防衛大学校達1号）（抄）

この達は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月6日防衛大学校達1号）

この達は、平成元年4月1日から施行し、昭和64年1月1日から適用する。

附 則（平成4年4月10日防衛大学校達8号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成4年4月30日防衛大学校達10号）

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日防衛大学校達3号）
この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月7日防衛大学校達11号）
この達は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日防衛大学校達3号）
この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月13日防衛大学校達10号）
この達は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達12号）
この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年6月10日防衛大学校達10号）
この達は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達6号）
この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月15日防衛大学校達12号）
この達は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日防衛大学校達13号）
この達は、令和2年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

当直服務人員、服務該当者の範囲及び指名権者

当直の区分		服務人員	服務該当者の範囲	指名権者
学校本部当直		1名	行政職俸給表(一)の適用を受ける3級以下の事務官等及び1尉以下の幹部自衛官（教官、教官研究の補助等に従事している者、他の当直勤務に服務する者及び女子職員並びに教室に配置された教官たる幹部自衛官を除く。）を基準とし、衛生当直は医療職俸給表の適用を受ける技官（医師、歯科医師を除く。）及び衛生科職種の准尉又は曹たる自衛官とする。	総務部長
学校本部当直付	本館庁舎当直	1名		
	車両当直	1名		
	衛生当直	1名 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 女子職員の場合 は2名 </div>		
舟艇当直		2名	舟艇係に所属する幹部及び訓練部に所属する海准尉又は海曹	訓練部長
学生隊当直		1名	訓練部に所属する3佐及び1尉の中隊指導教官である幹部自衛官	
学生隊副当直		2名	訓練部に所属する准尉又は曹（舟艇当直及び衛生当直勤務に服務する者を除く。）たる自衛官	
大隊当直		4名	当該大隊に配置された3佐以下の幹部自衛官（准尉を除く。）	

別表第2（第4条関係）

当直勤務者のサービス時間

当直の区分	平 日	土 曜 日	日曜日及び休日
学校本部当直	17時15分から翌日8時30分まで ただし、翌日が休養日又は休日の場合は9時までとする。	9時から17時15分まで（日直） 17時15分から翌日9時までとする（宿直）。	9時から17時15分まで（日直） 17時15分から翌日8時30分まで（宿直） ただし、翌日が休養日又は休日の場合は9時までとする。
学校本部当直付			
学生隊当直	1 平 日 17時15分から翌日8時30分まで（ただし、翌日が休養日又は休日の場合は9時まで。）		
学生隊副当直	2 休養日及び休日 (1) 翌日が平日の場合 9時から翌日の8時30分まで		
大 隊 当 直	(2) 翌日が休養日又は休日の場合 9時から翌日の9時まで		

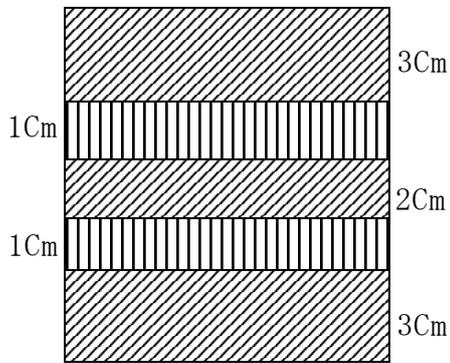
別表第3（第9条関係）

当直勤務者の定位

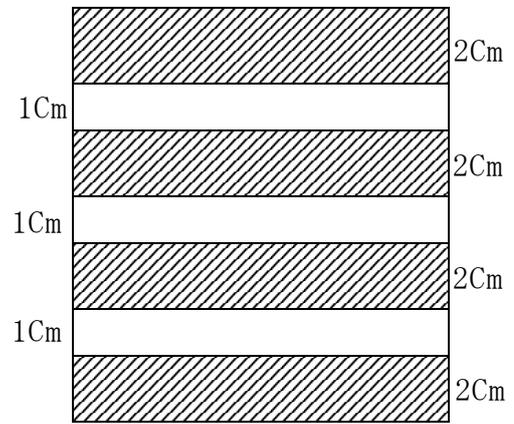
当直の区分	定 位
学校本部当直	学校本部当直室
学校本部当直付	学校本部当直室、車両当直室、医務室当直室 舟艇当直室
学生隊当直	学生隊当直室
学生隊副当直	
大 隊 当 直	各大隊当直室

別表第4（第11条関係）

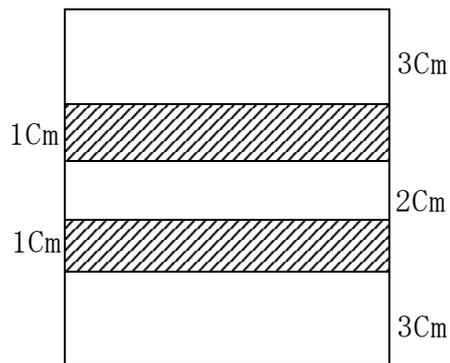
当直勤務腕章



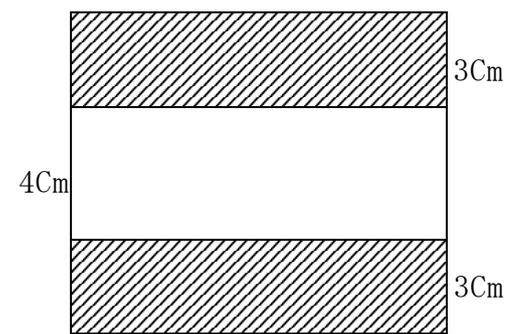
学校本部当直



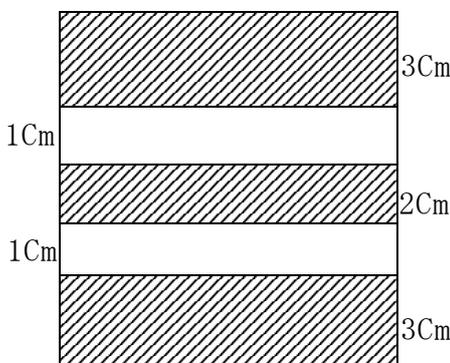
学生隊当直



学校本部当直付



学生隊副当直



大隊当直

(注) 1 地色は白色、縦線は紫色
斜線は赤色とする。

2 腕章の着用は右上腕部とする。